

第3章 計画の基本的な考え方

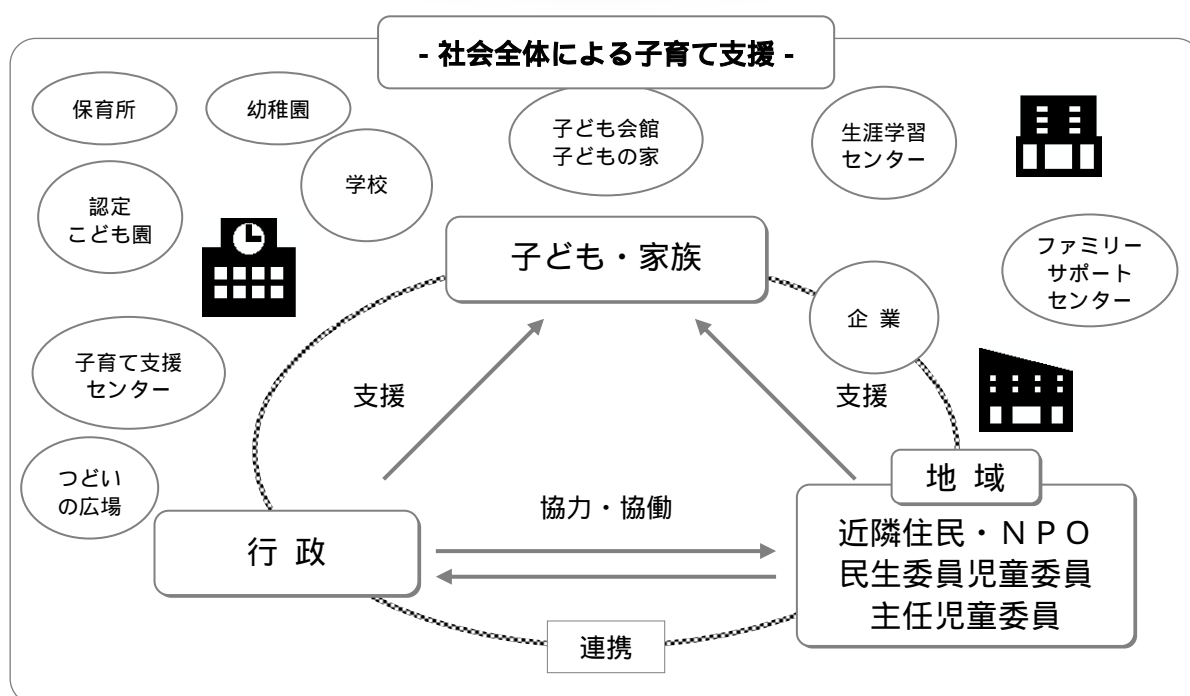
1 基本理念

近年、少子高齢化と核家族化が進行し、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、家族や地域での養育力の低下が懸念されるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域や職場の人々の理解と協力のもとに生活の多様性を認め、それを維持できるように社会全体で子育てを支える仕組みづくりが求められています。子どもの意思と権利を尊重し、子どもが育つ力を伸ばすとともに、安心して安全に子どもを生み育てるための支援が必要です。

次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、子育て支援を推進します。

「子どもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」



2 基本的な視点

(1) 健やかに育つ

子どもが健やかに成長するには、発達段階に応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、子どもの権利と主体性が保障されることが必要です。

子どもが自らを大切にし、自然や人の命の大切さを学び、社会性を身に付けるように支援し、子どもが互いを認め合い支えあって、育つことが大切です。

また、鎌倉で育った子どもがいつまでも鎌倉で暮らしていくためには、地域への愛着を深めることが重要です。

本市は、海や山、みどり、自然、歴史、文化などの資源に恵まれています。鎌倉の良さを子どもの頃から感じ健やかに育つためにも、鎌倉らしさを生かした取り組みを行うことが重要です。

(2) とともに育てる

子どもが健やかに成長するためには、親が愛情と責任を持って子育てをするとともに、行政がすべての市民、子育てにかかわるグループや企業と協働し、「地域力」を高め、地域で子育て家庭を支えていくことが重要です。

行政が担う「公助」と地域に根ざした「共助」の連携により、多様なニーズに対応できるような子育て支援をめざし、すべての市民が、地域や家族とともに子どもの成長を優しく温かく見守り、思いやりを持って支えていくことが求められます。

(3) とともに育つ

「育児は育自」と言われるように、人は子どもを育てることや、子育てを支援する経験を通して、様々なことを学び、成長していくことができます。

また、地域の子育て支援を進めることは、子どもを中心に地域のつながりを生み出すことにもなります。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざす中、企業も子育て支援を通じて、地域の中に根づき、社会的責任を果たすことができます。子育てを通じて地域全体が育つまちづくりが求められます。

3 基本目標

(1) 地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。



(2) 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図った取組みを進めます。



(3) 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもが自らを大切に、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育所、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。



(4) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。



(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるまちづくり

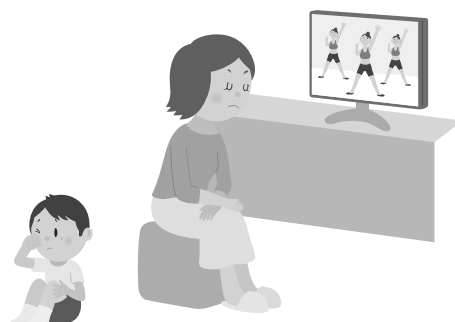
ワーク・ライフ・バランスを実現するため、仕事と家庭において男女が協力して子育てができるよう、労働環境の整備・充実を図るための取組みを支援します。また、市役所自らが率先してワーク・ライフ・バランスの率先垂範に努め、意識啓発を進めるとともに、多様な働き方を選択できるよう保育サービスの充実や情報提供に努めます。



(6) 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。

また、子どもへの虐待の未然防止に努め、不幸にも虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への一貫した切れ目のない支援に取り組めます。



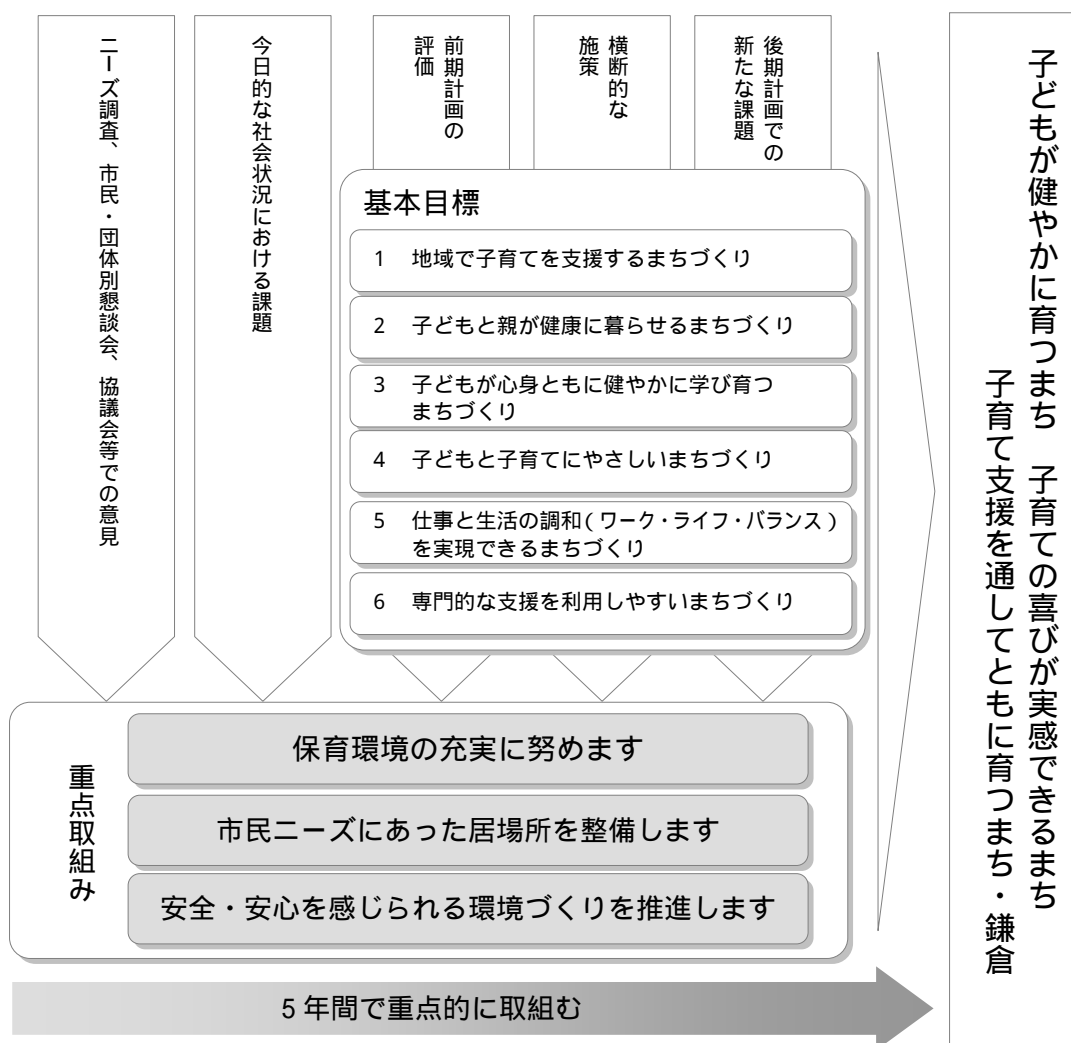
4 重点取組み

子育てをめぐる様々な問題を解決するため、基本目標及び主要施策（5 計画の体系参照）を設定し、次世代育成支援の取組みを進めていきますが、多岐にわたる施策の中で、鎌倉市として、今後 5 年間に重点的に取り組むべきことを「重点取組み」として位置づけます。

重点取組みは、以下の視点を考慮して設定します。

ニーズ調査、市民・団体別懇談会、協議会等での意見
 今日的な社会状況における課題
 前期計画の評価から、引き続き推進が必要とされたもの
 一つの主要施策への取組みでは解決に至らないもの（横断的な施策）
 後期計画における新たな課題

本計画では、「保育環境の充実に努めます」、「市民ニーズにあった居場所を整備します」、「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」の 3 つを重点取組みとして設定します。



(1) 保育環境の充実に努めます。

国は、平成 20 (2008) 年に「新待機児童ゼロ作戦」を定め、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするための取組みを推進しています。

本市においても、前期計画策定時には 16 か所であった保育所を 17 か所に増やすなど待機児童対策に努めてきましたが、女性の就労率の上昇などによる入所希望者の増加により待機児童の解消には至っていません。また、子育て家庭の就労形態が多様化し、保育ニーズも、延長保育や低年齢児保育、一時預かりなど多様化しています。

「新待機児ゼロ作戦」における、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) や保育サービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする様々な保育環境の質の向上、量の充実に努めます。

(2) 市民ニーズにあった居場所を整備します。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が懸念されています。また、市民・団体別懇談会では「妊娠中に孤独を感じる」といった意見もあり、妊娠期から地域や他の子育て家庭との関わりを持つことが重要です。

さらに、子どもの成長過程においても、さまざまな人とのふれあいや、鎌倉の特徴を生かした自然や歴史・文化などに触れる機会の確保が大切です。

本市では、子育て支援センターやつどいの広場、子ども会館や青少年会館など、子育て家庭や子どもの居場所づくりを進めてまいりました。しかしながら、施設が使いづらい、設備が不十分、施設があることを知らなかったとする人もいて、有効に利用されていない現状があります。

既存の公園や施設などを活用し、親や子、親子など、いろいろな対象に対するさまざまな種類の居場所づくりを行うとともに、利用者の視点から、使いやすい仕組みや、きっかけとなる仕掛け作りを取組みます。

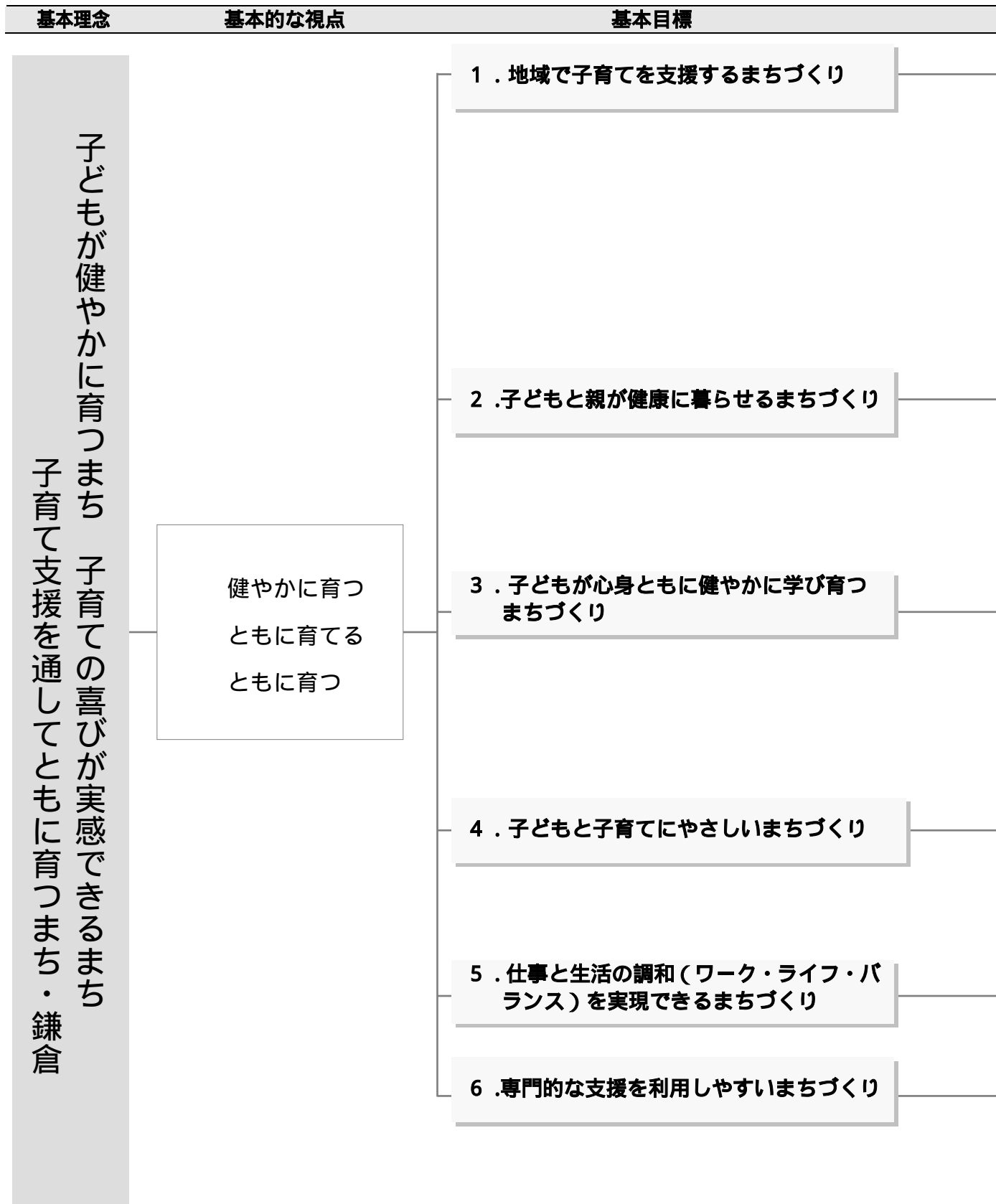
(3) 安心・安全を感じられる環境づくりを推進します。

近年、子どもが被害者として巻き込まれる事件が多発し、また、凶悪性の強い事件の報道が目につくようになりました。幸い本市では、各地域で自主防犯活動団体による防犯パトロールや登下校時見守り活動が行われ、また、防犯アドバイザーの配置やこども安全パトロールなど、防犯体制の充実に努めるなどして、県内でも本市の犯罪発生率は低くなっていますが、幼小期に犯罪被害に遭った場合は、心理的トラウマなど生涯にわたる多大な影響が生じる可能性があります。

また、市内で出産できる施設が少なくなっている中で、安心して産み育てる環境を整備するため、平成 21 年 2 月に鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」が開設され、その後の運営を支援しています。

様々な面でのさらなる安全・安心を感じられる環境づくりの推進が求められており、今後もその取組みの充実に努めます。

5 施策の体系



主要施策	施策の方向
1 - 1 情報提供の充実	ライフステージに応じた情報提供の充実、父親に対する情報提供の充実、あらゆる手段や機会を通じた情報発信 など
1 - 2 相談体制の充実	相談事業における連携の強化、身近で気軽に相談できる仕組みづくり
1 - 3 地域における子育て支援サービスの充実	地域でお互いに助け合う仕組みづくり、親子で集え、地域で交流できる機会の充実、様々な支援サービスの充実
1 - 4 保育サービスの充実	多様化する保育ニーズへの対応、保育の質の向上
1 - 5 子育て支援のネットワーク体制の充実	関係機関等の連携強化・協働、庁内における関係各課の連携強化
1 - 6 経済的支援の充実	子育て家庭に対する経済的な支援
2 - 1 子どもと親の健康の確保	利用者の視点に立った健診等の実施、妊産婦期における育児不安の軽減
2 - 2 食育の推進	計画に基づく食育の推進
2 - 3 思春期保健対策の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及
2 - 4 安心して産み育てられる医療体制の充実	小児医療体制の充実、産科医療体制の充実
3 - 1 次代の親の育成	乳幼児等との世代間交流の仕組みづくり、男女共同参画に関する意識啓発
3 - 2 学校の教育環境の充実	基礎学力の向上、地域特性を生かした教育環境の整備、障害のある生徒に対する教育環境の充実 など
3 - 3 家庭や地域の子育て力の向上	地域での見守り体制の強化、世代間交流の仕組みづくり、地域の人との交流の機会の充実 など
3 - 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもが健全に育つ環境づくりの充実、情報モラル教育の充実
4 - 1 良好な生活環境の整備	ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進、市営住宅の確保、憩いの場、遊び場の整備 など
4 - 2 安全・安心まちづくりの推進	地域における見守り活動等への支援の充実、防犯・防災に関するネットワークづくり など
4 - 3 子どもと親子の居場所づくりの推進	子どもの居場所づくり、親子で集える場所の充実、子育て中の気持ちを共感しあえる機会の提供
5 - 1 多様な働き方のできる環境の整備	ワーク・ライフ・バランスに向けた意識改革の推進、ライフステージに応じた就労支援 など
5 - 2 仕事と子育ての両立の推進	仕事と家庭における男女平等な責任の両立、保育サービスの充実
6 - 1 児童虐待等の防止対策と支援の充実	児童虐待の早期発見・早期対応、相談窓口や児童虐待防止ネットワークの充実 など
6 - 2 ひとり親家庭への支援の充実	母子・父子家庭への適切な支援
6 - 3 障害のある子どもとその家族への支援の充実	障害のある子どもに対する預かりサービスの充実、発達障害のある子どもへの支援 など

印は P21 重点取組みを推進するための施策です（重点施策）